

今後の取組スケジュール と 体制について



滋賀県危機管理センターキャラクター
「ピウエン」



滋賀県健康づくりキャラクター
「しがのハグ&クミ」

「滋賀モデル」との連携による 高島市個別避難計画作成事業

～高島市における誰一人取り残さない防災の実現のための取組～



高島市マスコットキャラクター
「たかP」

具体的には下記の流れで取組を推進する予定です。

第1回協議会資料抜粋



庁内連携会議の開催

済

市役所内の部局横断連携のための会議

推進協議会の設置・開催

済

この取組の協議・調整・検証を行う場として設置

ワーキンググループ会議の設置・開催

済

個別避難計画の作成方法等を検討するワーキンググループ会議

モデル地区の
決定

各種研修の実施

現在
進行中

福祉専門職を対象とする個別避難計画作成方法に関する研修や当事者・地域住民を対象とした個別避難計画への理解を深めるための研修を実施

福祉専門職による当事者力・地域力アセスメントの実施

当事者や地域の災害対応力の調査

ケース会議を通じ個別避難計画作成

当事者を含む関係者が集まり計画を作成

作成した計画に基づく避難訓練の実施

作成した計画に基づき避難訓練を実施

訓練後、計画の検証を行い必要に応じて計画修正

計画の作成プロセスや実効性を検証・修正

ゴール

モデル事業における取組フローおよびスケジュール

8月

【①計画作成対象者・地域の決定】

要支援者名簿の中から、ケアマネジャーや相談支援専門員等が関わっておられる方のうち、優先順位チェックシートを用いて、計画作成の優先度の高い方々を検討

↓
市社会福祉課に優先順位チェックシートを提出し、内容を共有・確認



○本人(家族)同意
個別避難計画の説明
+ 同意書
+ 聴き取り

○地域同意
区長・自治会長
民生委員等に
個別避難計画の説明
+ 同意書
+ 聞き取り

※本人および地域の同意を得るタイミングで、当事者および地域力アセスメントについて実施できる場合は、同時に行うことも想定

モデル事業の対象者・地域の決定

高齢・障がい・医ケア分野モデルをそれぞれ1つ以上実施

9月～10月

【②当事者・地域住民対象研修】

避難行動要支援者に対する個別避難計画の必要性や、地域における取組の重要性などについて理解を深める。

※モデル事業では、事業実施区・自治会を対象に実施

【③当事者力・地域力アセスメント】

当事者および地域の防災力のアセスメント(聞き取り)を行い、当事者が避難するために必要な情報を整理する。

③④を同時に行うことも想定

【④地域調整会議(ケース会議)】

各アセスメントの結果に基づき、当事者に必要な支援やその対応について、打ち合わせを行う会議。当事者と支援者の発災時の行動を記載した「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を作成する。

11月頃

【完成・関係者への配布】

完成した個別避難計画を、当事者、ケアマネジャー、相談支援専門員、市社会福祉課、区・自治会、民生委員等へ配布し、災害時に活用いただく。

【⑥防災訓練・避難訓練の実施】

作成した個別避難計画の実効性を検証するために、防災訓練(避難訓練)を行う。訓練実施後、計画変更の必要性があれば、計画を修正し、個別避難計画の完成とする。

【⑤個別避難計画の作成】10月

これまでの取組を踏まえ、A～Eの個別避難計画のためのシートを作成(整理)する。完成した計画について、市社会福祉課へ提出。

取組内容・役割分担



①計画作成対象者・地域の決定

- 要支援者名簿の中から、ケアマネジャーや相談支援専門員等が関わっておられる方のうち、優先順位チェックシートを用いて、計画作成の優先度の高い方々を検討する。市社会福祉課に作成した優先順位チェックシートを提出し、内容を共有。市は提出されたシートの内容を確認する。本人同意(家族同意)および地域の同意を得られた方を計画作成の対象とする。

役割分担(案)	優先順位チェックシート	本人同意(家族同意)	地域同意
高齢分野	居宅介護支援事業所 (担当ケアマネジャー)	居宅介護支援事業所 (担当ケアマネジャー) 市社会福祉課	市(防災課・ 社会福祉課)
障がい・医ケア	構成機関会議事務局(市障がい福祉課)	相談支援事業所 (担当相談支援専門員) 県保健所・市社会福祉課	市(防災課・ 社会福祉課)

※必要に応じ、担当している地区担当の保健師も参加する(以下の取組についても同じ)

②当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修

・避難行動要支援者に対する個別避難計画の必要性や、地域における取組の重要性などについて理解を深める。



役割分担(案)	研修会主催・補助	参加者
高齢分野	主:市(社会福祉課・地域包括支援課・防災課) 補:県(防災危機管理局)	当事者の居住している区・自治会の区長・自治会長をはじめとする住民、自主防災組織、その地区の民生委員、当事者(その家族)、担当ケアマネジャー、担当相談支援専門員、普段当事者を担当している介助者、市等
障がい・医ケア	主:市(社会福祉課・障がい福祉課・防災課) 補:県(防災危機管理局)	

③福祉専門職による当事者力・地域力アセスメント実施

・当事者および地域の防災力のアセスメントを行い、当事者が避難するために必要な情報を整理する。



役割分担(案)	当事者力アセスメント	地域力アセスメント
高齢分野	居宅介護支援事業所(担当ケアマネジャー)	居宅介護支援事業所(担当ケアマネジャー) 市(防災課・社会福祉課)
障がい・医ケア	相談支援事業所(担当相談支援専門員)	相談支援事業所(担当相談支援専門員) 市(防災課・社会福祉課)

④地域調整会議(ケース会議)の実施

・当事者力アセスメント・地域力アセスメントの結果に基づき、計画作成対象者(当事者)に必要な支援やその対応について、平時と発災時のエコマップを作成しながら避難方法等について打ち合わせを行う。エコマップを基に、当事者と支援者の発災時の行動を記載した「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を作成する。



～会議の流れ～(例)

- ・主旨の説明、自己紹介
- ・本人の情報を共有
- ・地域の体制を共有(避難の流れ、防災体制等)
- ・災害リスクの確認(ハザードマップ、過去のエピソード、知見)
- ・地震災害時、風水害時、原子力災害時の避難の流れ
(避難するか否か、どこにどのタイミングで避難するか等)
- ・本人、家族ができないこと、助けてほしいことの明確化
- ・地域ができることの確認、タイムラインの作成 等

※地域の集会所や自宅にて開催

役割分担(案)	地域調整会議の主催・進行	タイムラインの作成	参加者
高齢分野	市(社会福祉課・防災課・地域包括支援課) エコマップの作成等(居宅介護支援事業所 (担当ケアマネジャー))	居宅介護支援事業所 (担当ケアマネジャー)	区・自治会の区長・自治会長 をはじめとする住民、その地区の民生委員、当事者(その家族)、担当ケアマネジャー、担当相談支援専門員、普段当事者を担当している介助者、市等
障がい・医ケア	市(社会福祉課・防災課・障がい福祉課) エコマップの作成等(相談支援事業所(担当相談支援専門員))	相談支援事業所 (担当相談支援専門員)	

⑤個別避難計画の作成

・これまでの取組を踏まえ、A～Eの個別避難計画のためのシートを作成(整理)する。作成した個別避難計画については市社会福祉課へ提出する。 ※必要に応じ、市も作成を補助する



役割分担(案)

個別避難計画の作成

高齢分野

居宅介護支援事業所(担当ケアマネジャー)

障がい・医ケア

相談支援事業所(担当相談支援専門員)

⑥防災訓練・避難訓練の実施

・作成した個別避難計画の実効性を検証するために、防災訓練(避難訓練)を行う(小規模での取組も検討)。訓練実施後、計画変更の必要性があれば、計画を修正し、個別避難計画の完成とする。



役割分担(案)

防災訓練の実施・調整

参加者

高齢分野

市(防災課・社会福祉課・地域包括支援課)、区・自治会

区・自治会の区長・自治会長をはじめとする住民(実際に支援者となる方)、その地区の民生委員、当事者(その家族)、担当ケアマネジャー、担当相談支援専門員、普段当事者を担当している介助者、市等

障がい・医ケア

市(防災課・社会福祉課・障がい福祉課)、区・自治会

今後の課題

- 指定福祉避難所との連携
→個別避難計画を作成するうえでは必須
- 専門職の方々の業務増加による負担への対策
- 市内ケアマネジャー・相談支援専門員等への計画作成への支援体制
→計画作成のための全体研修会等の開催
- 市民の方々へのこの取組への理解浸透

今後の協議会について

- 各モデル事業が終了したのちに、モデル事業における取組結果を報告・検証
- 次年度以降の取組体制の提案・協議
→モデル事業を踏まえ、今後の市と関係機関等の取組や連携体制